

既存ストックを活用した柔軟な対策

(係留可能場所の確保)

1 係留許可が可能な場所及び設備

(1) 総論

① 放置艇の現況

県が整備するマリーナ・ボートパーク等の係留保管施設においては、一定の利用料金を徴収することを前提として、波風の影響を受けにくい静穏性を確保するため、防波堤等を整備し、又は、係船杭や係船ビームなどの船を固定するための設備を設置して、係留保管に係る一定の安全性を担保している。

一方で、県内の放置艇は、自ら安全に係留できる場所を探して、防波堤の裏や船だまり、又は、貨物用・旅客用に利用されている係留施設や漁港施設などを利用して係留しているが、一部では、防波堤等施設のない場所への係留も確認されている。

また、船体を固定するため、所有者によって既存の防波堤や護岸、あるいは道路のガードレールや転落防止柵などに係船環や係船柱を設置しており、耐久性や安全性について確認できない上に、既存の施設を破損している例もある。

これらの放置艇の係留可能場所を確保するに当たっては、一定の静穏性・安全性を有した場所を指定することが理想であるが、一定の静穏度等の数値基準を設けて判断することは、放置艇が現存する多数の港・地区について、専門調査が必要となることや、静穏性を確保するために、防波堤等の外郭施設を整備・改修する必要があることから、現実的には困難な状況にある。



県が整備した係留保管施設
(ボートパーク福山)



ガードレールを利用した係留

② 基本的な考え方

- 既存ストックを活用した柔軟な対策については、放置艇による漁業活動等への支障を解消するとともに、現状で許可なく係留している多数の放置艇を許可状態とすることを目的とする。
- 新たな防波堤等の整備をすることなく、船舶の通常の係留利用に支障がないと認められる県が整備した既存の船だまり等の施設内の静穏域を活用することを基本とする。
- 既存の防波堤や岸壁などに特段の構造上の支障が生じない程度の設備の場合、これを既存ストックの一部とみなし、設置を認める。
- 放置艇の絶対数が多く、既存の船だまり等の施設内に「係留可能場所」が不足する場合には、施設外において、過去に事故等の発生がなく、安全に係留してきた実績がある場所について暫定係留を認めることとする。

(2) 係留を可能とする場所

通常の係留利用に支障がないと認められる、防波堤等により囲まれた港湾・漁港内（既存の泊地及び船だまりの水域施設内の水域、防波堤等の外郭施設の内側の水域、岸壁及び物揚場の係留施設の前面の水域）又は天然・人工の入り江内の水域等を、係留可能場所として、漁業従事者等関係者の意見を聴取しつつ個別に検討していくものとする。



泊地



船だまり



防波堤



岸壁



物揚場



入り江

この場合、マリーナ等の係留保管施設のように管理者が係留保管に係る安全性を担保する施設ではないことから、係留許可条件（付款）において、所有者が自己責任において、船舶や附帯設備を安全に固定する措置を行うことを付して許可するものとする。ま

た、所有者に対して損害保険への加入を勧奨する。

なお、次の事項については、個別に扱いを整理する。

① 干潟の扱い

干潮時には陸地化することから船舶の出入りができなくなるものの、静穏性が高く、大型船は侵入できないことから、従来から県内各所において多くの船舶が係留場所として利用している。このため、小型艇の係留可能な場所として活用することとする。

なお、港奥の入り江における干潟は、その静穏性の高さなどから廃船が放置される場合も多い。このことは、「廃船処理の促進」の項目において次回検討する。



干潟の一例

② 泊地・船だまりの扱い（港湾区域）

港湾・漁港における空きスペースとして、放置艇の係留場所としての活用が考えられる場所である。

しかし、港湾法上、泊地・船だまりは自由使用とされており、公共事業用など法令に定められた場合においてのみ占用許可できることから、管理者が指定する行為として占用許可するか、又は、施設として使用を許可するかについても、係留可能な場所を設定する上で検討していく。

このことは、「許可・料金徴収のあり方」の項目において次回検討する。

○港湾法第 37 条第 2 項（港湾区域内の工事等の許可）（抜粋）

2 港湾管理者は、（中略）また、政令で定める場合を除き、港湾管理者の管理する水域施設について前項第 1 号の水域の占用又は同項第 4 号の行為の許可をしてはならない。

○港湾法施行令第 15 条第 3 号（抜粋）

法第 37 条第 2 項の政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

（3）港湾管理者が指定する行為のため水域の占用が必要となる場合

③ 漁船船だまりの扱い（港湾区域）

港湾区域内において、元々漁村であったなどの経緯により、漁業の基点として利用されている地区が存在する。漁港区域と異なり、港湾法上、港湾区域内で漁業活動や漁船を優先する規定はないが、慣習的に漁業を優先した施設の整備などを行っている。

このため、漁船船だまりについては、漁船の係留を優先した上で、空きスペースを利用してプレジャーボートとの棲み分けを図ることとする。



港湾区域内にある旧漁港

④ 係留に適さない場所

原則として、既存の泊地及び船だまりの水域施設内の水域、防波堤等の外郭施設の内側の水域、岸壁及び物揚場の係留施設の前面の水域又は天然・人工の入り江内の水域以外の水域は、係留に適さない場所とするが、特に、次の場所については、係留に適さない場所として許可しないこととする。

- ・フェリー航路や船だまりの入り口付近等の、他の船舶の航行に支障となる、又は、他の船舶の航送波により影響を受ける場所
- ・河口付近の河川の流水阻害をもたらす水域
- ・波高が高い、又は、潮流の速い場所であって、従前の係留実態のない水域
- ・ガードレールの毀損や、乗降のための移動が通行の妨げとなるおそれがある、道路護岸の前面の水域

(3) 設置を可能とする係留設備

① 許可を行う設備

防波堤や岸壁などに係船環や梯子を打ち付けることによってコンクリートの剥離や、転落防止柵にロープを巻き付け、柵を曲げるなどの毀損を生じさせていないなど、特段の構造上の支障が生じない程度の設備については、既存ストックの一部とみなし、設置を認め許可を行う。

この場合、管理者が設置する設備でないことから、許可条件（付款）において、使用者又は所有者自らが安全性を確保した上で使用すること、及び、許可を受けた係留設備に起因する船舶の損傷、沖合流出、自己又は他者の生命・財産の損傷等の損害について

は、県が関知しないことを付して許可するものとする。また、設置者に対して損害保険への加入を勧奨する。

許可を行う設備とは、船体の固定及び陸上から船への移動を行うための設備であり、具体的な例としては、ロープ、係船環、係船柱、防舷材、棧橋、渡橋、梯子等をいう。

道路のガードレールや転落防止柵への設備設置は、明らかに危険であり、かつ、施設の破損のおそれがあることから認めない。

なお、係留用棧橋については、広島県の海に関する条例第2条に規定する「海域の土地利用等」に該当する「マリーナ等の泊地利用」として厳格な運用を行ってきたが、本来、マリーナ等泊地とはクラブハウス等陸上施設を備え、50隻以上の収容能力を持つ施設を想定し、安易な海域の開発を防ぐために設けられたものである。このため、既存ストックの有効活用を図るため、本基本方針が対象とする船舶所有者による小規模な係留用棧橋に占有許可を認めたとしても、条例の趣旨をさまたげるものではなく、今後は、係留用棧橋を認めていく方向で運用方針の整理を行っていくこととしたい。



所有者設置棧橋と渡橋



所有者設置棧橋と渡橋



所有者設置棧橋と渡橋



所有者設置棧橋と渡橋



所有者設置係船環



所有者設置係船柱

広島県の海に関する条例（抜粋）

第2条（定義）

この条例において「海域の土地利用等」とは、海域の占有であつて、海上浮体施設、人工地盤方式の工作物等により海域を土地的に利用するもの及びマリーナの泊地等として海域の利用するものをいう。

第4条（許可の基準等）

2 知事は、許可申請が海域の土地利用等に係るものである場合において、許可又は不許可の処分をしようとするときは、あらかじめ広島県海域利用審査会の意見を聴かなければならない。

② 係留設備の安全性について

係留設備の安全性が確保されているとは、次の状態であるということである。

- ・船舶を係留するのに必要な強度を備えていること

- ・陸上と船舶との間を移動する乗船時及び下船時の危険性がないこと

既存の施設を破損させるおそれがなく、かつ、明らかに係留に必要な強度が不足し、又は乗船時・下船時の危険性が認められるものでない場合は、安全性を備えているものと判断して許可を行う。



護岸に打ち付けられた梯子



梯子を立て掛け、
ロープで梯子を柵に固定

(4) その他

① 暫定係留区域の指定

係留許可が可能な場所（泊地及び船だまりの水域施設内の水域、防波堤等の外郭施設の内側の水域、岸壁及び物揚場の係留施設の前面の水域、天然・人工の入り江内の水域等）に完全には該当しない場合においても、付近に係留保管施設がなく、他に係留する場所もないような場合には、過去に波による転覆などの事故の発生がなく、従来から安全に係留されてきた実績がある場所に限り、プレジャーボート条例に定める暫定係留区域に指定して、係留許可条件（付款）において、荒天時には、船舶を泊地・船だまり等に退避させることを付した上で、周辺の係留保管施設、又は、県が設定する係留可能場所への移動が可能となるまでの間、時限的に係留を認めることも検討する。

広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例第17条第1項（抜粋）
（暫定係留区域の指定）

知事は、船舶の航行の安全等の確保及び周辺的生活環境等の保全に支障を及ぼさないと認められる範囲内において、プレジャーボートを暫定的に係留させるための区域（以下「暫定係留区域」という。）を指定することができる。



フェリー航路脇への係留



防波堤等のない場所への係留

② 駐車場

放置艇が係留されている港・地区においては、駐車場が整備されておらず、違法駐車
のトラブルも多い。低利用の物揚場等を転用することも考えられるが、需要量には達し
ないため、県において、駐車場の手当ては特段行わず、係留許可条件（付款）において、
自力で駐車場を確保し、かつ、道路交通法を遵守して、民間駐車場を利用する等違法駐
車を行わないことを付して許可を行う。

③ 地元住民による係留

広島県では、瀬戸内海が全体的に静穏な水域であり、小型船舶による釣りや係留が容
易であることや、古くから海上交通が発達してきたことなどから、係留場所付近に居住
する住民の所有する船舶が多数係留されている。

これらの船舶の係留は、県（管理者）の許可を受けていないものの、多くの場合、地
元なりのルールに基づいて係留されており、また、所有者においては、古くから集落前
面の海に親しみ、利用してきたという意識も強い。

県が管理する全ての水域において、県の許可を受けた係留を求める必要があるものの、
地元住民による係留については、①支障が少なく地元住民が協力し合ってトラブルなく
係留しあうような地元なりのルールに基づいていること、②漁業従事者と同じ集落に所
在していることから漁業活動との調整が図られやすいこと、③住居が近いことから違法
駐車問題やごみの投棄の問題が発生しないこと及び④荒天時などにすぐに移動などの対
応が可能であることから、既に出来上がっている秩序を壊して、新しいルールを適用す
ることは、かえって混乱を招く場合もある。このため、地元住民による係留については、
可能な限り柔軟に対応することとしたい。



地元住民のPB及び漁船により支障なく係留されている状態

【参考】他県における既存ストックを活用した係留状況

香川県

香川県では、従前から、放置艇が係留していた場所を「小型船舶用泊地（水域施設）」に指定して、使用許可を行っている。



泊地A。係留施設（岸壁）前面。県が岸壁を改修し、係船環と梯子を設置している。



泊地B。護岸等外郭施設前面



泊地C。条件があまりよくないが、現に船舶が係留している場所。（写真の場所は、航路に近く、やや波高が高い。）



艇長に、渡橋・栈橋等を含めた全体の長さをもとにして使用料を徴収している。

岡山県



県整備の簡易な係留保管施設。泊地内の岸壁を利用し、係船環を設置している。



占用許可栈橋。栈橋に対する許可であり、船舶に対しての許可は行っていない。

愛知県



漁港の一部をPB係留可能区域に指定し、PBを係留させている。施設の指定前に利用者が設置したはしごなどは、そのまま使用が認められている。